現. 行 改 TF 案

7 不動産特定共同事業

7-1-4 令第1条第4号に掲げる契約

- (1) 今第1条第4号に掲げる契約は、契約に係る権利を表示する 証券又は証書が発行されるもので、その募集につき証券取引法 又は同法に相当する外国の法令の適用があるものについては、 これらの法令によって既に投資家の利益の保護が確保されてい ると認められることから重ねて本法の保護の対象とはしないも のであること。
- (2) また、契約の締結の態様がこれに類するものとして、規則第 2条では、契約に係る権利を表示する証券又は証書(その募集 につき、証券取引法又はこれに相当する外国の法令の適用のあ るものに限る。) が発行による代わりに登録による場合を規定 したものであること。

この場合も、(1)と同様に既に証券取引法又はこれらに相当す る外国の法令により投資家の利益の保護が確保されていると認 められるため、不動産特定共同事業契約から除外されるもので あること。

| 7-3 業務に関する事項

7 不動産特定共同事業

7-1-4 令第1条第4号に掲げる契約

- (1) 今第1条第4号に掲げる契約は、契約に係る権利を表示する 証券又は証書が発行されるもので、その募集につき金融商品取 引法又は同法に相当する外国の法令の適用があるものについて は、これらの法令によって既に投資家の利益の保護が確保され ていると認められることから重ねて本法の保護の対象とはしな いものであること。
- (2) また、契約の締結の態様がこれに類するものとして、規則第 2条では、契約に係る権利を表示する証券又は証書(その募集 につき、金融商品取引法又はこれに相当する外国の法令の適用 のあるものに限る。) が発行による代わりに登録による場合を 規定したものであること。

この場合も、(1)と同様に既に金融商品取引法又はこれらに相 当する外国の法令により投資家の利益の保護が確保されている と認められるため、不動産特定共同事業契約から除外されるも のであること。

7-3 業務に関する事項

法第14条第2項、第16条第1項、第18条第3項、第2│ 法第14条第2項、第16条第1項、第18条第3項、第2 0条、第21条、第22条、第24条第1項、第25条第1項、 0条、第21条、第21条の2、第22条、第24条第1項、第

現行	改 正 案
第26条第1項及び第44条の規定に係る監督に当たっては、	25条第1項、第26条第1項及び第44条の規定に係る監督
投資者保護の観点から、次に掲げる事項に留意するものとする	に当たっては、投資者保護の観点から、次に掲げる事項に留意 するものとする。
7-3-4 不当な勧誘行為等の禁止	7-3-4 不当な勧誘行為等の禁止
(法第20条、第21条及び第22条)	(法第20条、第21条 <u>第21条の2</u> 及び第22条)
法第20条、第21条及び第22条並びに規則第19条の規定に	
│ より不当な勧誘行為等に該当するかについて照会等があった場合	↑ 19条の規定により不当な勧誘行為等に該当するかについて照会
には、以下のとおり判断するものとする。	等があった場合には、以下のとおり判断するものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)